

大分県訓令甲第二十四号
大分県教育委員会訓令甲第九号
大分県警察本部訓令甲第十七号

知 事 部 局
教 育 庁
警 察 本 部

大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程を次のように定める。
平成十五年九月一日

大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程

(設置)

第一条 大分県食の安全・安心推進条例（平成十七年大分県条例第十九号。以下「条例」という。）第四条第一項に定める食の安全・安心の確保のための総合的な施策（以下「食の安全・安心に関する施策」という。）及び大分県食育推進条例（平成二十七年大分県条例第五十号）第三条に定める食育の推進のための総合的な施策（以下「食育の推進に関する施策」という。）を策定し、及び実施するため、大分県食の安全確保・食育推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 本部は、次の事項を所掌する。

- 一 食の安全・安心に関する施策及び食育の推進に関する施策の総合調整に関すること。
- 二 条例第九条に定める危機管理体制の整備その他の緊急時における食の安全・安心の確保に係る調整に関すること。

(組織)

第三条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、知事が指定する副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、生活環境部長及び農林水産部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第一に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第四条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第五条 本部の会議は、必要に応じ、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(食の安全確保推進幹事会)

第六条 本部に、本部の付議事項のうち食の安全・安心に関する施策に係るものについて協議するため、食の安全確保推進幹事会を置く。

- 2 食の安全確保推進幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、幹事長及び幹事は、別表第二に掲げる者をもって充てる。
- 3 食の安全確保推進幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 4 幹事長は、必要があるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 5 幹事会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(食育推進幹事会)

第七条 本部に、本部の付議事項のうち食育の推進に関する施策に係るものについて協議するため、食育推進幹事会を置く。

- 2 食育推進幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、幹事長及び幹事は、別表第三に掲げる者をもって充てる。
- 3 前条第三項から第五項までの規定は、食育推進幹事会について準用する。

(庶務)

第八条 本部の庶務は、生活環境部で行う。

(雑則)

第九条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

別表第一(第三条関係)

企画振興部長
福祉保健部長
商工観光労働部長
教育長
警察本部生活安全部長

別表第二(第六条関係)

幹事長
生活環境部審議監
幹事
広報広聴課長
医療政策課薬務室長
健康づくり支援課長
県民生活・男女共同参画課長
私学振興・青少年課長
食品・生活衛生課長
環境保全課長
工業振興課長
商業・サービス業振興課長
観光政策課長
地域農業振興課長
農地活用・集落営農課長
おおいたブランド推進課長
園芸振興課長
畜産振興課長
畜産振興課畜産技術室長
林務管理課林産振興室長
森林保全課森との共生推進室長
漁業管理課長
水産振興課長
教育庁体育保健課長
警察本部生活安全部生活環境課長

別表第三(第七条関係)

幹事長
生活環境部審議監
幹事
おおいた創生推進課長

健康づくり支援課長
高齢者福祉課長
こども未来課長
うつくし作戦推進課長
県民生活・男女共同参画課長
私学振興・青少年課長
食品・生活衛生課長
循環社会推進課長
工業振興課長
商業・サービス業振興課長
観光政策課長
地域農業振興課長
畜産振興課長
林務管理課林産振興室長
漁業管理課長
教育庁義務教育課長
教育庁高校教育課長
教育庁体育保健課長

(平成16年 4月1日 一部改正)
(平成16年10月1日 一部改正)
(平成17年 4月1日 一部改正)
(平成18年 4月1日 一部改正)
(平成19年 4月1日 一部改正)
(平成21年 4月1日 一部改正)
(平成21年 7月1日 一部改正)
(平成22年 4月1日 一部改正)
(平成24年 4月1日 一部改正)
(平成25年 4月1日 一部改正)
(平成26年 4月1日 一部改正)
(平成28年 4月1日 一部改正)
(平成29年 4月1日 一部改正)
(平成30年 4月1日 一部改正)
(平成31年4月26日 一部改正)